

理事選挙実施規定

1999年10月29日改正

1. 選挙権者および被選挙権者は正会員とする。ただし、満70歳（投票締切日現在）に達した会員は被選挙権を持たないものとする。
2. 選挙の地域区分は次による。
 - (1) 関東 静岡、山梨、長野、新潟県以东の各都道府県
 - (2) 関西 富山、岐阜、愛知県以西の各府県
 - (3) 勤務先と住居が上記(関東・関西)区分に分かれているときは、所属する区分を理事会が決定する。
 - (4) その他(外国居住者など)の地域区分は理事会の決定による。
3. 選挙による地域別理事決定数は次の通りとする。
関東12名 関西8名
4. 選挙の方法は次による。
 - (1) 地域区分に関係なく、7名連記とする。
 - (2) 当選者は地域別に、得票数の順位により決定し、得票同数者がある場合は高年齢順とする。
5. 投票は所定投票用紙、封筒による郵便投票とする。
6. 投票の開始日および締切日、投票の開票日は理事会の決定による。
7. 選挙の結果は、大会会場に掲示して発表する。